(H30.4.23)

第4回「地方における規制改革タスクフォース」 2018年4月23日

「地方における規制改革タスクフォース」 におけるヒアリング 論点に対する回答

環境省環境再生・資源循環局

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物処理業)

規制改革に向けた取組方針

産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書

自治体ごとにフォーマットが異なることや、添付書類を求められる場合もあり、企業にとっては多大な負担となっている。



これまでも、都道府県等に対し、規則で定められた様式を遵守するよう周知することにより、排出事業者の負担軽減に取り組んできたところ。



引き続き、都道府県等に対し、規則で定められた様式を遵守するよう周知するとともに、<u>今後も更に、届出等</u> <u>の合理化方策を検討・実施していく。</u>

規制改革に向けた取組方針

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

自治体ごとに報告用フォーマットが異なる。書式・記載事項の簡素化、統一を要望

<u>都道府県等に対し、規則で定められた様式を遵守する</u> 旨の通知を発出し、周知を図っている。

報告書提出が不要となる電子マニフェストの導入に向けた研修会や説明会を開催するなど普及策を実施することにより負担軽減に取り組んできたところ。

今後も都道府県廃棄物部局担当者が集まる場をとらえ、通知の内容を周知し、届出の合理化を図っていく。

電子マニフェストの研修会等も引き続き開催するとと もに、現場で簡易に操作できるシステムを開発するなど、 更なる普及を図っていく。

多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画等について

目的等

産業廃棄物処理に必要な施設の整備について、近隣住民等の 理解を得るためには、排出事業者による産業廃棄物の減量推進 が不可欠。

- 1 このため、多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成並びに都道府県知事への提出を義務付け、都道府県知事が、これらの処理計画やその実施状況を公表することとしている。
- これらを公表することにより、<u>排出事業者に計画の達成や</u> <u>減量を促す</u>とともに、<u>国民には減量に向けた企業努力に対す</u> る理解が深まるなどの効果が期待される。
- 2 <u>都道府県は、把握したデータを廃棄物処理計画の策定や</u> 施設整備の計画立案に活用している。

多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画書について

事業活動に伴い多量の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)

<u>産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作</u> 成し、都道府県知事への提出を義務付け

対象等

前年度 に産業廃棄物を1,000トン以上 又は 前年度 に特別管理産業廃棄物の50トン以上 を排出する事業場を設置している事業者 4月1日~3月31日の一年間

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書 を毎年6月30日までに都道府県知事に提出

多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画書について

主な記載項目

- 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 3 産業廃棄物の分別に関する事項
- 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関 する事項
- 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

上記記載項目のうち、電子マニフェストデータが活用できるのは、7の前年度実績の全処理委託量のうち、電子マニフェストによる委託量のみ。

多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画実施状況報告書について

事業活動に伴い多量の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)

<u>処理計画書の計画の実施の状況について、都道府県</u> <u>知事への報告を義務付け</u>

対象等

前年度に産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書を提出した事業者

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施状況報告書を毎年6月30日までに都道府県知事に提出

多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画実施状況報告書について

主な記載項目

- 1 産業廃棄物処理計画における目標値
- 2 計画の実施状況

排出量 自ら直接再生利用した量 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 自ら中間処理した量 のうち熱回収を行った量 自ら中間処理した後の残さ量 自ら中間処理により減量した量 自ら中間処理した後再生利用した量 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 のうち優良認定処理業者への処理委託量

のうち再生利用業者への処理委託量

のうち熱回収認定業者への処理委託量

のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

上記記載項目のうち、 については、電子マニフェストによる委託量について、電子マニフェストデータが活用できる。 ~ については、業者名でソートして集計する等の作業を行ったうえでデータが活用可能。

回答

<計画書等の様式の見直しについて>

- ト 各自治体のニーズを把握した上で、必要に応じて計画書等の様式の見直 しを含めた検討を行うこととする。
- <表計算が可能なファイル形式の電子データの掲載について>
- 自動計算機能等の表計算が可能なファイル形式による電子データを用いることにより、事業者の負担軽減につながることと判断された場合は、 当該電子データをホームページにアップする等の措置を講ずる。
- < 省令で定められた様式の使用を進めるための方策について >
- ト 各自治体のニーズを把握した上で、必要に応じて、自治体職員が集まる会議等の場において省令で定める様式の活用の周知徹底を図る。

上記に関し検討を要する事項例

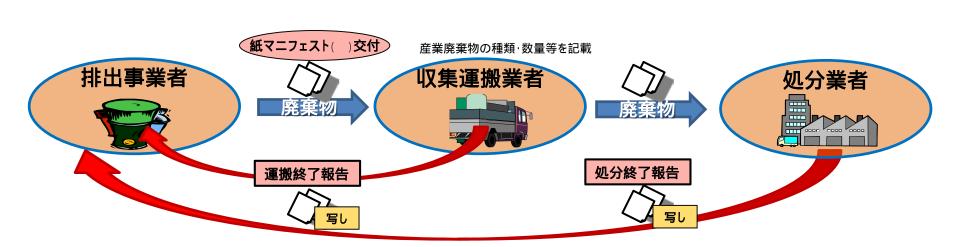
- Ⅰ 統一様式の運用状況
- Ⅰ 統一様式を使用しない理由
- Ⅰ 統一様式以外の添付書類の提出を求める理由
- Ⅰ 統一様式以外の添付書類の提出を求める条例等の法的根拠

【例】多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理計画等の報告制度における自治体での運用状況

自治体	様式	独自部分	ファイル 形式	様式根拠法令	提出方法 (紙 or 電子)
А	省令	-	word	-	どちらでも可
В	省令	-	word	-	紙
С	省令	-	excel	-	電子
D	独自	中間処理委託後 の残渣埋立量等	excel	行政指導	電子
E	独自	中間処理後の 最終処分量等	excel	行政指導	電子
F	独自	自ら中間処理後 の最終処分委託 量等	excel	行政指導	どちらでも可

産業廃棄物管理票交付等状況報告について

廃棄物処理法では、その事業活動に伴い産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引き渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称などを記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないと定められている。



電子マニフェストの制度概要

産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最 終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その<u>普及を強力に推進する必要</u>あり

Ø排出事業者が処理の状況を即時に把握可能(透明性の向上)

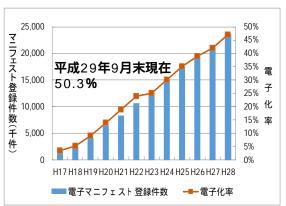
報告期限切れ情報の通知

マニフェスト情報の保存・管理

- Ø 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- Ø排出事業者及び処理業者の事務の効率化(紙マニフェストの保管が不要)

排出事業者 廃棄物 収集運搬業者 廃棄物 処分業者 マニフェスト情報の送受信 情報処理センター 運搬・処分終了の通知 登録等状況報告 自治体

電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率(平成29年9月末現在)

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	33.9%
産業廃棄物処分業	59.6%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	78.1%
 特別管理産業廃棄物処分業	83.4%

産業廃棄物管理票交付等状況報告について

産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付した排出事業者

当該管理票に関する交付等の状況(廃棄物の種類及び排出量、交付枚数等)報告書の都道府県知事への提出を義務づけ



目的

行政が産業廃棄物の流れを管理票により把握し、不適正事案への対応に活用

対象等

産業廃棄物を排出する事業場ごとに、3月31日以前の一年間において産業廃棄物管理票を交付した事業者

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を毎年6月30日まで に都道府県知事に提出

産業廃棄物管理票交付等状況報告について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の主な記載事項

産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票交付枚数 運搬受託者の氏名又は名称 運搬先の住所 処分受託者の氏名又は名称 処分場所の住所

電子マニフェストの特例

- p 電子マニフェスト登録分は、情報処理センター(電子マニフェストの運用組織)が都道府県知事等に報告を行うため、 排出事業者が自ら報告する必要はない。
- p 電子マニフェストと紙マニフェストの両方を使用した場合には、紙マニフェスト使用分のみ排出事業者が都道府県知事等に報告することが必要。

産業廃棄物処理業の許可に係る電子化について(論点に対する回答)

回答

<計画書等の様式の見直しについて>

I 各自治体のニーズを把握した上で、必要に応じて計画書等の様式の見直しを含めた検討を 行うこととする。

<表計算が可能なファイル形式の電子データの掲載について>

自動計算機能等の表計算が可能なファイル形式による電子データを用いることにより、事業者の負担軽減につながることと判断された場合は、当該電子データをホームページにアップする等の措置を講ずる。

<電子マニフェストの普及拡大について>

- I 平成32年度に電子マニフェストの使用が義務付けられる事業者は、特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する事業者であるが、全国で約3,500事業所が対象となると想定しており、マニフェストの交付を要する特別管理産業廃棄物の総排出量のうち、約95%程度をカバーできると想定している。
- 電子マニフェストの普及拡大については、スマートフォンやタブレットにより現場で電子マニフェストの登録ができる機能を開発するなど、より簡便に電子マニフェストの登録が可能となるシステム改修を行うことにより利便性の向上を図るほか、平成29年4月に引下げを行った電子マニフェスト使用料金の更なる見直しを検討するなど利用者の経済的負担軽減を図るとともに、電子マニフェスト導入への意識を高めるため、わかりやすい講習会の開催等の普及啓発活動を推進する。

上記に関し検討を要する事項例

- Ⅰ 統一様式の運用状況
- Ⅰ 統一様式を使用しない理由
- 平成32年度義務化に向けた更なる普及方策

【例】産業廃棄物交付等状況報告における自治体での運用状況

自治体	様式	ファイル形式	提出方法 (紙 or 電子)
А	省令	excel	どちらでも可
В	省令	word, excel	紙氏
С	省令	word、PDF	紙氏
D	省令	excel	どちらでも可
Е	省令	excel	紙
F	省令	excel	どちらでも可

同一事業者が、紙マニフェストと電子マニフェストを併用した場合、いずれの自治体も紙マニフェスト交付分のみの報告を求めている。